令和8年10月23日

保護者の皆様

津山市立久米中学校
校長　齊藤　員由

気象警報が発令された場合の対応

非常災害時における休校等の対応について、津山市教育委員会との確認の上、次の通りにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

1　午前6時の時点で、津山市に次の警報が1つでも発令されている場合、休校とします。

（1）レベル３大雨警報　（2）レベル３土砂災害警報　（3）レベル３氾濫警報
（4）暴風警報　（5）暴風雪警報　（6）大雪警報

※この場合「スクリレ」を利用しての連絡は行いません。
※休校になった場合、調整後翌日の連絡は「スクリレ」で行います。
※午前6時を過ぎて始業までの間に、（1）～（6）の警報が発令された場合は、地域の状況を考慮し、学校長の判断により、必要な措置を取る場合があります。

2　生徒が登校後、学校で活動中に警報が発令された場合
（1）　学校待機とします。
（2）　学校で状況を判断し、生徒だけで下校が可能と判断した場合、下校時刻を「スクリレ」で連絡します。
（3）　生徒だけで下校が不可能と判断した場合、迎えをお願いします。「スクリレ」で連絡します。

3　　上記以外の場合にも、道路状況などにより登校が危険と判断される場合は、生徒の安全を第一に考え、ご家庭で判断していただき、家庭待機など必要な対応をして下さい。 また、その際は、学校にご一報下さい。
※津山市立久米中学校（電話57−2004）